

## 第 3 回 第 1 農 地 部 会 議 事 録

日 時 平成 27 年 3 月 19 日 (木) 午前 10 時 00 分

場 所 津市芸濃庁舎 2 階 中会議室 3・4

出席部会委員 1 池田 長義 ・ 2 太田 義政 ・ 3 森 恒利 ・ 5 青木 正司  
6 赤塚 薫 ・ 7 伊藤 征一 ・ 9 大田 武士 ・ 10 奥山 勘五郎  
13 丹羽 芳久 ・ 14 前田 紀男 ・ 15 杉谷 正美 ・ 16 田中 茂人  
20 中川 文博 ・ 22 中林 長一 ・ 43 後藤 勝 ・ 48 前川 正次  
以上 16 名

欠 席 委 員 23 平井 秀次

出席部会員外委員 会長 守山 孝之

議 長 第 1 農地部会長 伊藤 征一

事 務 局 職 員 飯田事務局長・鈴木次長

総 合 支 所 河芸：服部主査 美里：中野主査 安濃：北角担当主幹  
芸濃：後藤副主幹 香良洲：中山担当副主幹

議 事 録 署 名 者 6 赤塚 薫 ・ 48 前川 正次

事 項

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について  
報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について  
報告第 3 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について  
報告第 4 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (所有権移転)  
報告第 5 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (賃貸借権)  
報告第 6 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (使用貸借)  
報告第 7 号 時効取得による所有権の移転について

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について  
(農業委員会許可・所有権移転)

議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について  
(農業委員会許可・所有権移転)

議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (農業委員会許可・使用貸借)

議案第 4 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について (農業委員会許可)

議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について  
(農業委員会許可・所有権移転)

議案第 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について  
(農業委員会許可・賃貸借権)

- 議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
(農業委員会許可・使用貸借)
- 議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
(農業委員会許可・地上権)
- 議案第9号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農地利用集積計画の  
決定について(別冊)

## 議 事 の 大 要

議 長	<p>それでは、第3回農地部会を開会させていただきます。 本日のご欠席は1名で、出席者数は16名でございます。 それから、私のほうから議事録署名者を指名させていただきます。 6番 赤塚委員、48番 前川委員、よろしくお願いいたします。 まず初めに、会長の専決等の報告案件に入ります。1号から7号まで、事務局から一括してご報告をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>議案書の1ページ、2ページをお願いいたします。 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。 番号1から11で、2ページになりますが、合計で件数は11件、面積は21,877㎡、この内訳は、田が19,730㎡、畑が2,147㎡でございます。 これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸し人、借り人、双方の合意により解約したものであります。 3ページから8ページをお願いいたします。 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてでございます。 番号1から10で、8ページになりますが、合計で件数は10件、面積は66,473.07㎡で、その内訳は田が57,249.56㎡、畑が8,612.61㎡、その他、これは台帳地目が宅地、現況地目が畑ですが610.9㎡でございます。 これらにつきましては、相続の届出でございます。 なお、あっせんの希望はございませんでした。 また、現況地目が雑種地や宅地になっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。 9ページをお願いいたします。 報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてでございます。 番号1は、太陽光発電施設用地の1件で、面積は畑で991㎡でございます。 10ページをお願いいたします。 報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(所有権移転)でございます。 番号1、共同住宅用地、番号2、太陽光発電施設用地、番号3及び番号4、駐車場用地、番号5、事務所・倉庫用地、番号6、駐車場用地、番号7、一般個人住宅用地、番号8、進入路用地。</p>

以上、件数は8件で、合計面積は3, 213㎡、この内訳は田が2, 337㎡、畑が876㎡でございます。

11ページをお願いいたします。

報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（賃貸借権）でございます。

番号1、コンビニエンスストア用地、番号2、駐車場用地、以上、件数はこの2件で、合計面積は1, 895.52㎡、この内訳は田が1, 759.52㎡、畑が136㎡でございます。

12ページをお願いいたします。

報告第6号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（使用貸借）でございます。

番号1、一般個人住宅用地の1件で、面積は田で254㎡でございます。

13ページをお願いいたします。

報告第7号 時効取得による所有権の移転についてでございます。

番号1、権利者 \_\_\_\_\_、面積100㎡、取得年月日、平成6年5月20日でございます。

権利者は、当該土地を20年以上にわたり農地として管理しており、取得時効が完成しております。

番号2、権利者 \_\_\_\_\_、面積46㎡、取得年月日、平成5年1月1日でございます。

権利者は、当該土地を20年以上にわたり農業倉庫用地として占有しており、取得時効が完成しております。

以上件数は2件、面積は畑で146㎡でございます。

報告案件につきまして、以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

議長 事務局から説明があったとおりでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、議案事項に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請取消願ひについて（農業委員会許可・所有権移転）事務局の説明をお願いいたします。

事務局 14ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請取消願ひについて（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区 高茶屋、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 高茶屋小森町野田 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積1, 424㎡ 外4筆で、合計面積6, 360㎡です。

これにつきましては、平成26年4月21日に許可した案件ですが、譲受人に変更が生じたことから、この許可の取消願ひが提出されております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。

それでは、地元委員さんのご意見を伺ひます。

1番、高茶屋。

奥山委員	10番 奥山。譲渡人に変更が起きたということで、今説明があったとおり に何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いします。
議 長	地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがで ございましょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第1号については 取り消すことに決定いたします。 次に、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員 会許可・所有権移転）事務局のご説明をお願いいたします。
事 務 局	議案書の15ページ、16ページをお願いいたします。 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許 可・所有権移転）でございます。 番号1、地区 白塚、受人 _____、面積3,843㎡、渡人 _____、 面積1,639㎡、申請地 白塚町小山_____、台帳地目・現況地目とも畑、 面積221㎡です。 これにつきましては、受人は、高齢化による労力不足の渡人から申請地を譲 受け、営農を拡大するものです。 番号2、地区 神戸、受人 _____、面積6,727㎡、渡人 _____、 面積313㎡ 申請地 野田梁瀬_____、台帳地目 田、現況地目 畑、面 積24㎡。 これにつきましては、受人は、渡人にとっては耕作に不便である申請地を譲 り受け、営農を拡大するものです。 番号3、地区 高野尾、受人 _____、面積4,143㎡、渡人 _____、 面積3,749㎡、申請地 高野尾町六呂_____、台帳地目・現況地目とも 田、面積652㎡。 これにつきましては、受人は、渡人に要望して申請地を譲受け、営農を拡大 するものです。 なお、許可後の耕作面積は、利用権設定を含めまして、5,228㎡になり ます。 番号4、地区 高野尾、受人 _____、面積10,016㎡、渡人 _____、面積1,047㎡、申請地 高野尾町東南野_____、台帳地目・ 現況地目とも田、面積1,047㎡。 これにつきましては、受人は、遠方のため離農する渡人から申請地を譲受 け、営農を拡大するものです。 番号5、地区 高野尾、受人 _____、面積19,046㎡、渡人 _____、面積1,385㎡、申請地 高野尾町大谷_____、台帳地目・現 況地目とも田、面積1,150㎡。 これにつきましては、受人は、労力不足のため営農を縮小する渡人から申請 地を譲受け、営農を拡大するものです。 番号6、地区 高野尾、受人 _____、面積19,046㎡、渡人 _____、面積3,454㎡、申請地 高野尾町大谷_____、台帳地目・現 況地目とも田、面積468㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足のため営農を縮小する渡人から申請地を譲受け、営農を拡大するものです。

番号7、地区 高野尾、受人 \_\_\_\_\_、面積19,046㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積9,029㎡、申請地 高野尾町大谷 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積629㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足のため営農を縮小する渡人から申請地を譲受け、営農を拡大するものです。

番号8、地区 高野尾、受人 \_\_\_\_\_、面積19,046㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積4,955㎡、申請地 高野尾町大谷 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積480㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足のため営農を縮小する渡人から申請地を譲受け、営農を拡大するものです。

番号9、地区 雲林院、受人 \_\_\_\_\_、面積6,571.91㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積6,711㎡、申請地 芸濃町雲林院中沢 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積179㎡。

これにつきましては、受人は、耕作に便利であることから、高齢化のため労力不足の渡人から申請地を譲り受けるものです。

番号10、地区 雲林院、受人 \_\_\_\_\_、面積9,238㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積12,466㎡、申請地 芸濃町雲林院大願寺 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積66㎡ 外14筆で、16ページになりますが、合計面積6,401㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化のため労力不足である渡人からの要望を受け、申請地を譲り受けるものです。

番号11、地区 辰水、受人 \_\_\_\_\_、面積10,315㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積5,342㎡、申請地 美里町家所野田 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積219㎡ 外3筆、合計面積2,110㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足で営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号12、地区 辰水、受人 \_\_\_\_\_、面積16,635㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積5,342㎡、申請地 美里町家所榎田 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積172㎡ 外3筆、合計面積1,976㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足で営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

以上件数は12件で、合計面積は15,337㎡、この内訳は田が13,263㎡、畑が2,074㎡でございます。

いずれの案件も、農業をまじめに行い、農機具も保有しており、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。地元委員さんのご意見を伺います。

1番、白塚。

青木委員

5番 青木。事務局の説明どおり何ら問題ありませんので、よろしく申し上げます。

議 長 2番、神戸。

池田委員 1番 池田。別段何も問題ありません。よろしくお願いします。

議 長 3番、4番、5番、6番、7番、8番まで、高野尾。

赤塚委員 6番 赤塚。3番から8番まで一括してご報告させていただきます。  
3番は、イチゴハウスを建てるということで、所有権移転ということ、よろしくお願いします。4番は遠方のため耕作困難とのこと。  
次に、5番から8番までは、農業ハウスを建てるということで、この近隣者の了解も受けておりますので、問題ないと思っておりますので、よろしくお願いします。

議 長 9番、10番、雲林院。

杉谷委員 15番 杉谷。親戚同士でありまして、何ら問題はないと思っております。よろしくお願いします。

議 長 11番、12番、辰水。

中川委員 20番 中川。事務局の説明どおり、何ら問題ございませんので、よろしくお願いします。

議 長 地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがでございましょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第2号については決定をいたします。  
次に、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 17ページをお願いいたします。  
議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）でございます。  
番号1、地区 高野尾、借人 \_\_\_\_\_、面積11,042㎡、貸人 \_\_\_\_\_、面積11,696㎡、申請地 高野尾町東南野 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積1,190㎡ 外3筆、合計面積5,291㎡です。  
これにつきましては、借人は、労力不足のため営農を縮小する貸人と20年間の使用貸借契約により申請地を借り受け、営農を拡大するものです。  
この案件につきまして、農業をまじめに行い、農機具も保有しており、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。  
以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。  
事務局の説明が終わりました。地元委員さんのご意見を伺います。  
1番、高野尾。

赤塚委員 6番 赤塚。この件は事務局の説明どおり、20年間の使用貸借ということで問題ないと思います。また、地元の関係者ともいろいろ審議しましたけれども、問題ありませんので、よろしくお願いします。

議 長 地元委員さんは異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがでございましょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第3号については許可することに決定いたします。  
次に、議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）事務局の説明をお願いいたします。

事務局 18ページ、19ページをお願いします。  
議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）でございます。  
それでは、番号1をお願いします。地区 栗真、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 栗真小川町池田 \_\_\_\_\_、台帳地目 田、現況地目 雑種地、面積309㎡です。  
これにつきましては、申請地を平成8年から駐車場用地として利用しており、始末書が提出されておりますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。  
番号2、地区 一身田、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 一身田豊野へノ坪 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積1,428㎡。  
これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地及び管理用地とするものです。土地が不整形であること、管理車両の回転場所等が必要であることなどにより、パネル設置面積は324.7㎡で、転用面積の22.7%に当たります。農地区分は、第2種農地と判断されます。  
番号3、地区 神戸、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 野田柳谷 \_\_\_\_\_、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積152㎡。  
これにつきましては、昭和54年ごろから申請地を宅地及び駐車場用地として利用しており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。  
番号4、地区 片田、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 片田久保町下谷 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積192㎡のうち39.42㎡。  
これにつきましては、申請地を駐車場用地とするものですが、昨年11月頃からこの目的で利用されており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。  
番号5、地区 雲出、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 雲出本郷町宮ノ前 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積1,097㎡のうち380㎡。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、168.48㎡で、転用面積の44%に当たります。農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号6、地区 大里、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 大里川北町松田\_\_\_\_\_  
台帳地目・現況地目とも田、面積66㎡ 外1筆、合計面積1,275㎡。

これにつきましては、申請地に杉300本を植林するものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 高野尾、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 高野尾町中町\_\_\_\_\_  
台帳地目・現況地目とも畑、面積383㎡のうち320㎡。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、131.82㎡で、転用面積の41%に当たります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 辰水、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 美里町家所小葉ノ前\_\_\_\_\_  
台帳地目 田、現況地目 宅地、面積149㎡。

これにつきましては、昭和50年頃から申請地を倉庫用地として利用しており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区 辰水、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 美里町家所赤頭\_\_\_\_\_  
台帳地目 畑、現況地目 山林、面積393㎡ 外2筆、合計面積1,195㎡。

これにつきましては、昭和50年頃に植林されており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号10、地区 安濃、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 安濃町安濃聖り\_\_\_\_\_  
台帳地目・現況地目とも畑、面積287㎡ 外3筆、合計面積 892㎡。

これにつきましては、2か所にある申請地をそれぞれ太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、合わせて422.9㎡で、転用面積の47.4%に当たります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上件数は10件、合計面積は、6,139.42㎡、この内訳は、田が3,471㎡、畑が2,668.42㎡でございます。

いずれの案件も農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。  
それでは、地元委員さんのご意見を賜ります。  
1番、栗真。

青木委員 5番 青木。12日に現地立ち会い、確認していただきました。何ら問題ありませんので、よろしく申し上げます。

議長 2番、一身田。

青木委員 2番につきまして12日、現地確認しました。何ら問題ありませんので、よろしく申し上げます。



議 長	3番、神戸。
池田委員	1番 池田。昔から駐車場で、何も別段問題ないと思います。よろしくお願いいたします。
議 長	4番、片田。
森 委 員	3番 森。13日に、地元委員と共に現地確認をしました。この申請は、事務局から説明がありましたが、既に整備がされておりまして、手続的には問題は多少ありますが、事務局からも申請人に対して指導していただいておりますので、許可をお願いします。よろしくお願いいたします。
議 長	5番、雲出。
大田委員	9番、大田。事務局の説明どおり、問題ありません。
議 長	はい、わかりました。 6番、大里。私です。高齢で山間の田を管理するのが困難ということで、植林をさせてくれということでした。ひとつよろしくお願いいたします。 7番、高野尾。
赤塚委員	6番 赤塚。12日に旧津市の北部の委員さんと事務局で現地確認いたしましたけれども、何ら問題はないと思いますので、よろしくお願いいたします。
議 長	8番、9番、辰水。
中川委員	20番 中川。現地確認をいたしましたが、周辺に対する何ら影響もございませんし、よろしくお願いいたします。
議 長	それでは、10番、安濃。
中林委員	22番 中林。事務局の説明にありましたように、太陽光発電施設用地に転用するものでございますので、許可相当だと思います。
議 長	地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがでございましょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、4号議案については許可することに決定いたします。 次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）事務局の説明をお願いいたします。
事 務 局	20ページ、21ページをお願いいたします。 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員

会許可・所有権移転)でございます。

番号1、地区 新町、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_外1名、申請地 神納井明\_\_\_\_\_、台帳地目 田、現況地目 畑、面積280㎡です。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、地域住民のための駐車場用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 高茶屋、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 高茶屋小森上野町小森川\_\_\_\_\_、台帳地目 田、現況地目 畑、面積971㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、372.4㎡で、転用面積の38.4%に当たります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 大里 受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_外4名、申請地 大里窪田町深ケ\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積1,214㎡ 外4筆、合計面積8,443㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、4面のテニスコートにも利用できる315台分の駐車場用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 上野、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_外1名、申請地 河芸町久知野里前\_\_\_\_\_、台帳地目 田、現況地目 畑、面積354㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、受人が役員である使用借人に資材置場用地として貸し付けるものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 棕本、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 芸濃町棕本西富家\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積270㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 棕本、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 芸濃町棕本西富家\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積74㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、住宅への通路用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 棕本、受人 \_\_\_\_\_外1名、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 芸濃町棕本西富家\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積149㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、住宅への通路用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 安西、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 芸濃町萩野琴峰\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積307㎡ 外2筆、合計面積1,053㎡。

番号9、地区 安西、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 芸濃町萩野琴峰\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積403㎡ 外3筆、21ページになりますが、合計面積2,147㎡。

この2件につきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、修理自動車及び販売自動車置場として利用するものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号10、地区 辰水、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 美里町家所野田興\_\_\_\_\_、台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積61㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、精米施設及び駐車場用地とするものですが、本年1月には既にこの目的で転用しており、始末

書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号11、地区 安濃、受人 \_\_\_\_\_（使用借人\_\_\_\_\_）、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 安濃町内多起シ\_\_\_\_\_、台帳地目 田、現況地目 畑、面積35㎡ 外2筆、合計面積406㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、太陽光発電施設用地として使用貸人に貸し付けるものです。

パネル設置面積は、一体利用地を含めまして628㎡で、事業面積の41.8%に当たります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号12、地区 明合、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 安濃町田端上野北浦\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積2,021㎡ 外2筆、合計面積2,240㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、1,086.78㎡で、転用面積の48.5%に当たります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上件数は12件、合計面積は16,448㎡、この内訳は、田が12,694㎡、畑が3,754㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。それでは、地元委員さんのご意見をお伺いいたします。1番、新町。

太田委員 現地確認しまして、何ら問題ないと思います。よろしく申し上げます。

議長 2番、高茶屋。

奥山委員 10番 奥山。現地確認したところ、何ら問題ないと思いますので、よろしく申し上げます。

議長 3番は私でございます。\_\_\_\_\_の西側でございます。そこへテニスコートを法人で立ち上げるということです。あと駐車場、駐輪場にするということでございますので、よろしくお願いいたします。4番、上野。

前田委員 問題ありません。

議長 5番、椋本。

田中委員 16番 田中。5番、6番、7番まで報告させていただきます。現地確認に行ってみりました。住宅地内にあります畑でございまして、問題はないという結論に達しておりますので、よろしく申し上げます。

議長 8番、9番、安西。

田中委員 1, 000 m<sup>2</sup>を超えてますので、会長、地元委員、事務局と確認に行きました。問題がなかろうという結果に達しておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長 10番、辰水。

中川委員 20番 中川。地域からの要望で精米施設をもう既に設置しています。早期着工ですが、始末書も出てますし、地域の要望ということで、よろしくお願ひします。

議 長 11番、安濃。

中林委員 22番 中林。11番は、太陽光発電の施設用地でございますが、何ら問題ございませんので、よろしくお願ひいたします。

議 長 12番、明合。

中林委員 12番 明合の太陽光発電施設でございますが、これも太陽光発電施設用地として問題ございませんので、よろしくお願ひいたします。

議 長 地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがなものございませうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第5号については許可することに決定いたします。

次に、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）事務局の説明をお願いいたします。

事務局 22ページをお願いいたします。

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）でございます。

番号1、地区 明合、借人 \_\_\_\_\_、貸人 \_\_\_\_\_、申請地 安濃町栗加田倉田\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積585 m<sup>2</sup>のうち200 m<sup>2</sup>外1筆、合計面積615 m<sup>2</sup>です。

これにつきましては、借人は、貸人と20年間の賃貸借契約を締結し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、348 m<sup>2</sup>で、転用面積の56%に当たります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

件数はこの1件で、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。  
それでは、地元委員さんのご意見を伺います。

1 番、明合。

中林委員 1 2 番 中林。事務局の説明にありましたように、太陽光発電の施設用地として 20 年間の賃借権の設定でございますので、何ら問題はございませんので、よろしくお願いいたします。

議 長 地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがなものでございましょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第 6 号については許可することに決定いたします。

次に、議案第 7 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 2 3 ページをお願いいたします。

議案第 7 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）でございます。

番号 1、地区 黒田、借人 \_\_\_\_\_ 外 1 名、貸人 \_\_\_\_\_、申請地 河芸町高佐里南 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 2 4 3 m<sup>2</sup>です。

これにつきましては、借人は、貸人と 30 年間の使用貸借契約を締結し、申請地を分家の一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

番号 2、地区 棕本、借人 \_\_\_\_\_、貸人 \_\_\_\_\_、申請地 芸濃町棕本塚田 \_\_\_\_\_、台帳地目 畑、現況地目 一部雑種地、面積 1, 3 8 7 m<sup>2</sup>。

これにつきましては、借人は、貸人と 20 年間の使用貸借契約を締結し、申請地を駐車場用地とするものですが、平成 2 5 年 5 月ごろに既に一部を転用しており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

番号 3、地区 安西、借人 \_\_\_\_\_ 外 1 名、貸人 \_\_\_\_\_、申請地 芸濃町岡本手張 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 1 7 8 m<sup>2</sup>。

これにつきましては、借人は、貸人と 30 年間の使用貸借契約を締結し、申請地を自宅への進入路及び駐車場用地とするものです。農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

番号 4、地区 村主、借人 \_\_\_\_\_、貸人 \_\_\_\_\_、申請地 安濃町連部古川 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 5 2 5 m<sup>2</sup>。

これにつきましては、借人は、貸人と 20 年間の使用貸借契約を締結し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、3 5 4. 2 4 m<sup>2</sup>で、転用面積の 6 7. 5 % に当たります。農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

番号 5、地区 安濃、借人 \_\_\_\_\_、貸人 \_\_\_\_\_、申請地 安濃町安濃室ノ口 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 3 1 7 m<sup>2</sup>。

これにつきましては、借人は、貸人と 30 年間の使用貸借契約を締結し、申請地を一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第 2 種農地と判断されます。

以上件数は5件、合計面積は畑で2, 650㎡でございます。  
いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。  
以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。地元委員さんのご意見をお伺いします。  
1番、黒田。

丹羽委員 13番 丹羽。親の土地で、そこへ分家して家を建てるということで、また、2種農地ということで問題ないと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議 長 2番、椋本。

田中委員 16番 田中。現地確認に行ってみりました。既に利用されておりました、始末書が提出されておることですのでございますので、問題ないと判断いたしますので、よろしく申し上げます。

議 長 3番、安西。

田中委員 家を建てるのに、駐車場がないということでございまして、問題ございません。よろしく申し上げます。

議 長 4番、村主。

中林委員 22番 中林。太陽光発電施設用地に転用することですけれども、現場の調査をいたしましたところ、周囲の問題点もございません。

議 長 5番、安濃。

中林委員 5番の安濃地内の宅地に転用する30年間の使用貸借でございまして、周囲も住宅地になっております。問題点もございませんので、よろしく申し上げます。

議 長 地元委員さんからは、異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがなものございましょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは、異議なしと認め、7号議案については許可することに決定します。

次に、議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・地上権）事務局の説明をお願いいたします。

事務局 24ページをお願いいたします。  
議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員

会許可・地上権)でございます。

番号1、地区 安東、借人 \_\_\_\_\_、貸人 \_\_\_\_\_、申請地 河辺町小脇 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積485㎡ 外1筆、合計面積1,089㎡です。

これにつきましては、借人は、申請地に20年間の地上権を設定し、太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、426.4㎡で、転用面積の39.2%に当たります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

件数はこの1件で、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 それでは、地元委員さんのご意見をお伺いいたします。  
1番、安東。

太田委員 2番 太田。12日に現地確認をしていただきました。これは既に昨年、事業を開始している場所に隣接する場所でございます。何ら地元としては問題ございません。よろしくお願いいたします。

議 長 地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがなものございませうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。それでは、第8号議案については許可することに決定いたします。

次に、議案第9号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第9号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。

別冊の津市農用地利用集積計画をお願いします。

表紙の次で、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。

各地区別に、下の合計欄で説明いたします。

まず、津地区をご覧ください。田の賃貸借、使用貸借で

143,592.78㎡、畑の賃貸借、使用貸借で11,763㎡、契約件数は67件でございます。

河芸地区につきましては、田の賃貸借で44,529.08㎡、契約件数は15件でございます。

安濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で60,046㎡、契約件数は18件でございます。

芸濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で13,119㎡、契約件数は6件でございます。

美里地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で17,599㎡、契約件数は8件でございます。

香良洲地区につきましては、集積はございませんでした。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて

278,885.86㎡、畑の集積が、賃貸借、使用貸借で11,763㎡、合計契約件数は114件、合計面積は290,648.86㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は津地区22件、河芸地区1件、安濃地区13件、芸濃地区3件、合計で39件、合計面積131,212㎡でございます。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。皆さん、いかがなものございましょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。それでは、議案第9号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、適正であると認め、市長に進達することにいたします。

以上をもちまして本部会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

以上で第3回第1農業部会を終了いたします。

午前11時00分

上記は、第7回第1農地部会の議事を録したものである。

平成27年3月19日

議事録署名者 \_\_\_\_\_

議事録署名者 \_\_\_\_\_